

農業委員会委員一般選挙のお知らせ

村上市農業委員会委員の任期満了に伴う一般選挙が行われます。

投票できる人は、農業委員会委員選挙人名簿に有権者として登録されている人です。

【告示日】(立候補者届出受け付け)

6月29日(日) 午前8時30分～午後5時

選挙区ごとに管轄する本庁または支所で受け付け

【投票日】

7月6日(日) 午前7時～午後6時

(一部の投票所で時間に変更があります)

【期日前投票】

と き 6月30日(月)～7月5日(土)

午前8時30分～午後8時

と ころ 選挙区ごとに管轄する期日前投票所

(各地区1箇所)

※該当する選挙区以外の期日前投票所では投票できませんので、ご注意ください

【立候補予定者説明会】

と き 6月20日(金) 午前10時～ と ころ 市民ふれあいセンター 2階研修室

※この選挙に立候補を予定している人は必ず出席してください

●問い合わせ 選挙管理委員会事務局(☎53-2152)

【選挙区と定数】

| 選挙区 | 定数 | 区 域 |
|-------|-----|---------|
| 第1選挙区 | 5人 | 旧村上市の区域 |
| 第2選挙区 | 4人 | 旧荒川町の区域 |
| 第3選挙区 | 7人 | 旧神林村の区域 |
| 第4選挙区 | 10人 | 旧朝日村の区域 |
| 第5選挙区 | 4人 | 旧山北町の区域 |

児童手当の現況届の提出期限は6月30日(月)です

児童手当を受けている人が、引き続き手当を受給するためには、毎年1回、現況届の提出が必要です。対象となる人には、5月下旬に現況届の用紙を送付しましたので忘れずに提出してください。

※現況届を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなります

※平成26年1月2日以降に村上市に転入した人は、平成26年1月1日現在の住所地で発行する児童手当用の所得証明書(平成26年度)の添付が必要になります

※所得制限があります。詳しくは現況届に同封されたパンフレットをご確認ください

○児童手当の受給手続きをしていない人へ

児童手当は、中学校3年生までの児童を養育している世帯の生計中心者である父または母に支給されるもので、受給するには手続きが必要です。対象となる場合でまだ手続きをしていない人は、市役所本庁または各支所地域振興課地域福祉室の窓口で手続きをしてください。児童手当は請求した月の翌月分から支給となります。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑
- ・請求者名義の通帳かキャッシュカード
- ・請求者の保険証
- ・その他必要に応じて提出していただく書類があります。



●問い合わせ

福祉課子育て支援室 ☎53-2111(内線243)

荒川支所地域振興課地域福祉室 ☎62-3104

朝日支所地域振興課地域福祉室 ☎72-6887

神林支所地域振興課地域福祉室 ☎66-6113

山北支所地域振興課地域福祉室 ☎77-3113